

参考資料

＜0.9＞ 割賦払い

- 割賦払いには金利・手数料は一切必要御座いません。
- メール・電話により連絡が取れない日が30日を過ぎた場合は契約解除となる。
- 2ヶ月以上の支払い滞納が在った場合には、乙の契約項目に対する義務不履行により契約解除となる。

【分割払いの確認項目】

- 分割でご契約のお客様はお支払内容により決済完了までご報告に制限が掛かる事が御座います。
- 割賦契約の際は契約期間の満了日をお支払完了予定月とさせていただきます。
- お支払内容により報告が制限される場合も御座います。

＜1.0＞ 完全成功報酬

- お支払方法は現金決済のみとする。
- 契約後で着手前に乙から解約をする場合には契約料金の50%を甲へと支払い解約とする。
- 契約後で着手後に乙から解約をする場合には契約料金の100%を甲へと支払い解約とする。
- 契約の目的を達した場合以外は甲から契約料金・経費の請求を行わない事とする。
- 契約期間内であっても現場作業の進行結果により甲の判断で打ち切る事もある。
- 決済完了後までご報告は行いません。

＜1.1＞ 契約後の報告

- 甲の行動報告は、報告書等の書面による報告は行いません。
- ビデオや写真での映像報告を行います但し撮影禁止場所、状況等により撮影が出来ない事もあります。
- 撮影禁止場所とは駅構内・デパート等の痴漢行為に対する警戒区域や敷地内などです。
- 乙が現場へと同行・伺う際には甲への事前申告を必要とする。
- 報告や問合せは如何なる理由・委任状等の代理書面が在った場合にも乙本人のみとする。
- 報告写真の一部に画像処理を施します。原本は甲事業所のみで確認出来る事とする。

報告期間／月締報告を行います。報告日は双方にて協議の上で決定する。

連絡方法／守秘義務上の問題から乙から甲へと連絡を行うことを基本とする。

情報処分／契約期間満了30日以内に本契約書・重要事項説明書を省く社内報告書、日報等の書類・DVD・データの一切を甲が処分処理を行うこととする。

【完全成功報酬・分割でご契約の際は、決済完了後まで詳細の経過報告は出来ません。】

【弊社スタッフが写っている写真・映像に関しては弊社オフィスでの閲覧に限定する。】

＜1.2＞ 違法行為の除外

- 本契約の目的・内容は人権・差別等の公序良俗に反する調査報告は行いません。
法律に該当する行為やそれに準ずる行為の一切も行わない事とする事を甲乙共に理解した上で進行する。
- 本契約前に乙らが関与する・関与したと思われる違法行為・迷惑行為・ストーカー行為があった場合、契約目的の進行に妨げと成った際には乙の違約行為と成り、甲へと被害相当額の賠償にて和解する事とする。

【除外する行動】

- (A) 復讐を前提としたご依頼の一切。
- (B) 社会的損失(会社を辞めさせるなど)を前提としたご依頼の一切。
- (C) 自身の浮気や恋愛関係を伝える・公開するなどのご依頼の一切。
- (D) 弊社担当者が不可と判断をしたご依頼

＜1.3＞ 違約解約となる禁止行為

- 違約解約・及び違約金の発生に関しては以下の通りです。

【禁止行為】

- 乙が甲へと無届出で行った以下の行為。
 - (A) 対象者・及び関係者への尾行や付回す行為。
 - (B) 対象者・及び関係者の自宅や関係物件へ張込み・待機・待ち伏せ・等の行為。
 - (C) 対象者・及び関係者への無言電話・悪戯電話・悪戯行為の一切。
 - (D) 上記の理由からからストーカー規制法に関すると甲が判断した場合。
- ブログや掲示板などを介して本件と特定出来る内容を公にした場合。
- 甲乙、調査対象を含む契約関係者が暴力団関係者・及び準ずる者であることが判明した場合。
- 甲への告知無く現場スタッフとの連絡行為があった場合。

【違約解約時の違約金に関して】

- 違約解約は契約金の全額支払いとは被害相当額の賠償で解約とする。その金額は契約金を上限とする。
- 甲乙らが本件行動上で違法行為・迷惑行為を行いそれにより被害が生じた際には被害相当額の賠償で和解とする。
- 本契約の目的が違法行為・及び違法行為に該当すると判明した場合は契約解除となる。

参考資料

＜1.4＞ 契約解除【契約の解除・（不履行による契約解除も含む）】

- メール・電話により連絡が取れない日が30日を過ぎた場合。
- 精神状態を原因とする契約解除は契約金を上限として受領済金員の返金は出来ない。
- 契約解除に関しては以下の通りです。

【作業着手前の契約解除（経費使用済み）】

- (A) 契約料金を全額受領済みの場合は受領済みの金額から解約手数料を控除した残金を返金いたします。
- (B) 契約料金が未納・一部入金の場合は契約料金総額の50%を解約料としてお支払いいただきます。

【作業着手後の契約解除（経費使用済み）】

- (A) 理由の一切に関わらず返金は出来ません。
- (B) 契約料金中、未受領が在る場合には甲へと残金を支払う事とする。
- (C) 対象者への接触完了後の解約は契約目的に反する事となり契約金を上限とした違約金の発生対象となります。

＜1.5＞ 無条件解約

- 本契約を甲事業所以外で行った場合はクーリングオフ(特定商取引法)の対象と成ります。
その際ご署名後の8日間以内に書面にて解約の旨をご提示頂ければ本契約は無条件解約となります。
無条件解約の場合、受領済みの金員は全額返金をさせていただきます。
- 解約の通達に関しては、書面にて甲の事業所へと通達を行って下さい。
- 書面到達後の3ヶ月以内に受領済みの金員の全額返金を行います。

本契約は甲事業所内にて説明を受け署名押印を行いました。

本契約は甲事業所以外にて説明を受け署名押印を行いました。

乙 氏名 _____ (印)

＜1.6＞ 不可抗力で契約続行不可となった場合

- 本契約中に天変地異、対象人物らが事故・長期的な入院・死亡等で契約続行が困難な場合
原因の如何に関わらず契約解除と成り受領済み金員の返還は無いものとする。
- 当社の介入が無くとも本契約の目的が達成された場合は契約解除となるが契約費用の返金は無いものとする。

＜1.7＞ 他業者との重なる契約

- 同業他社への重なる契約は禁止とします。
作業進行の妨げとなる事があるので、本契約日以前に締結している他社への契約は解約して頂く必要があります。
- 他社との重なる契約が発覚した場合には本契約の義務不履行として違約解約とする。
その場合の違約金は契約費用の倍額を上限とします。

＜1.8＞ スカウト行為・引抜行為

- 乙と調査員・現場スタッフとの直接の連絡や対応は一切行わない事とする。
- 直接の連絡が発覚した場合、違約金の支払いにより和解とし本契約も同時に白紙解約とします。
故意による引抜行為・情報漏洩に関する行為が発覚した際には重要違約行為とする。
その際の違約金は契約金の倍額を上限とする。

＜1.9＞ スパイ行為

- 同業者からのスパイ行為と思われるご依頼は、迷惑行為として違約金の対象とする。
- その際の違約金は¥10,000,000-と定める。

＜2.0＞ 秘密厳守の約束・情報漏洩

- 甲乙は、本契約の中で知り得た事項についての情報・秘密は厳守しなければならない。
その情報は厳密に管理し情報漏洩は甲乙双方の責任にて管理する事とする。
- 契約書、領収書、メール履歴などの管理を含め重大な過失・故意によって契約内容を漏洩させた場合、
契約金を上限とした違約金にて契約解除する事とする。
- 過失による情報漏洩は作業の継続が出来る状態であれば違約金は発生しない。
- 故意による情報漏洩は作業継続の有無を問わず契約解除となり違約金が発生する。
- 以下のケースなどでは違約・損害賠償の対象とはならない事とする。

【例外とする内容】

- 調査作業時に張込み・尾行を警戒される、発覚した場合
- 知人、友人が本件を知る立場にありその人物から情報漏洩したが作業の継続が出来る場合
- 故意ではない漏洩で作業が継続できるケース全て

参考資料

契約料金

契約料金 - 円
消費税 - 円
料金総額 - 円

お支払い方法 現金・分割・完全成功報酬
ご入金額 - 円
ご入金日 平成 年 月 日迄に（来社・銀行振込み）
2回目以降 - 円を毎月25日に銀行振込みの 回分割とする
最終ご入金日 ご契約月から ヶ月後一

【移動経費や諸経費】

- 移動経費・諸経費は契約料金に含まれるとする。
 移動経費・諸経費は契約料金に含まれないとする。

【対象者に関するデータ】

- 氏名・住所に関するデータは別紙記載、及びメールにて情報提供を行う。
 勤務先・移動手段・通勤時間帯などのデータは別途記載、及びメールにて情報提供を行う。

【特約事項】

平成 年 月 日

甲

住所 大阪市西区北堀江1丁目20番13号

株式会社SRA

探偵業届出 大阪府公安委員会 第62111421号

氏名 代表取締役 浦上貴義 (印)

電話 06-6578-1177（代表）

乙

住所

氏名 (印)

電話

携帯電話